

## 加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合

事業主が故意又は重大な過失により、労働保険へ加入していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。

### ①最大2年間遡った労働保険料及び追徴金（10%）

### ②以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1) 労働保険の加入手続について  
労働局職員等から加入勧奨・  
指導を受けていた場合

事業主が故意に手続を行わなかったものと  
認定し、労災保険給付額の100%を徴収

(2) (1) 以外で、労働保険の適用  
事業となってから（労働者を  
雇用してから）1年を経過して  
いた場合

事業主が重大な過失により手続を行わな  
かったものと認定し、労災保険給付額の  
40%を徴収

※なお、労災保険の加入後においても、

◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に労働災害が発生した場合、労災保険給付額の最大40%

◇事業主が故意又は重過失により生じさせた事故が原因で労働災害が発生した場合、労災保険給付額の30%が事業主から徴収されます。

●詳しいご説明はこちらをご覧ください。

費用徴収制度

検索

加入手続は、各管轄の労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。

<p>●那覇労働基準監督署 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2階) TEL 098-868-3344</p>	<p>●那覇公共職業安定所 〒900-8601 那覇市おもろまち1-3-25 (沖縄労働総合庁舎1～4階) TEL 098-866-8609</p>
<p>●沖縄労働基準監督署 〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 (沖縄労働総合庁舎3階) TEL 098-982-1263</p>	<p>●沖縄公共職業安定所 〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 (沖縄労働総合庁舎1～2階) TEL 098-939-3200</p>
<p>●名護労働基準監督署 〒905-0011 名護市字宮里452-3 (名護地方合同庁舎1階) TEL 0980-52-2691</p>	<p>●名護公共職業安定所 〒905-0021 名護市東江4-3-12 TEL 0980-52-2810</p>
<p>●宮古労働基準監督署 〒906-0013 宮古島市平良字下里1016 (平良地方合同庁舎1階) TEL 0980-72-2303</p>	<p>●宮古公共職業安定所 〒906-0013 宮古島市平良字下里1020 TEL 0980-72-3329</p>
<p>●八重山労働基準監督署 〒907-0004 石垣市字登野城55-4 (石垣地方合同庁舎2階) TEL 0980-82-2344</p>	<p>●八重山公共職業安定所 〒907-0004 石垣市字登野城55-4 (石垣地方合同庁舎1階) TEL 0980-82-2327</p>

### お問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1（那覇第2地方合同庁舎3階）  
沖縄労働局総務部 労働保険徴収室（098-868-4038）